

# ネットワーク利用に関する校内運用規定

徳島市内町小学校

## (趣旨)

第1条 この規定は、徳島市内町小学校(以下「内町小」という。)におけるネットワークの利用に関しての必要な事項を定めるものとする。

## (ネットワーク利用の基本)

第2条 内町小においてネットワークを利用するに当たっては、児童・教職員及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童・教職員の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めるものとする。

## (ネットワークの主な利用形態)

第3条 ネットワークの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

### 1 情報発信及び受信

各教科や特別活動、総合的な学習での学習事項のまとめ等を学校のホームページに発信すると同時に意見等を受信する。

### 2 情報検索及び収集

学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

### 3 教材作成

授業で活用できる画像データや文書データを収集加工して、教材作りに活用する。

### 4 国内及び国際交流

電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

## (ネットワーク利用手続き)

第4条 学校長は、ネットワークの利用の適正化を図るため、ネットワークの利用に関する校内運用規定(以下「運用規定」という。)を定め、ネットワーク取り扱い責任者を置くものとする。

## (ホームページ等による情報の発信)

第5条 1 インターネットを利用した情報発信は、内町小の公的名称を使用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ(インターネットへの接続サービスを提供する企業・団体)等のサーバ(ネットワーク上における情報の受発信を制御するコンピュータ)において行うものとする。

2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、運用規定に基づいた適切な発信内容であることを事前に確認するものとする。

3 内町小のホームページには、運用規定を掲載し、情報発信がこの運用規定に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。

4 内町小のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

## (個人情報の発信とその範囲)

- 第6条 1 インターネットを利用した児童・教職員及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。
- 2 児童の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で教師の指導のもとに発信するものとする。
- 3 内町小のホームページに発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 4 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 氏名  
原則としてイニシャルを使う。ただし、教育上必要がある場合には、「姓」または「名」を使うことも可とする。
  - (2) 意見等  
児童の意見等については、教育上の効果を考慮して発信することができる。(ただし、あくまでも児童個人の見解とする。)
  - (3) 写真  
児童の写真を使う場合は個人が特定できないように配慮する。ただし、特定の相手に送る電子メールにおいては、教育上の必要に応じて個人の写真を使うことができる。
  - (4) 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技等の個人情報  
個人情報等は発信しないものとする。ただし、特定の相手に送る電子メールにおいては、必要性を考慮して趣味・特技等を発信することができる。

## (教職員による指導の徹底)

- 第7条 1 教職員はネットワークを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童が正しく理解できるように努めるものとする。
- 2 児童が発信する情報は、原則として教師が確認した上で、発信することとする。
- 3 教職員はネットワークの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

## (個人情報及びデータ等の保護)

- 第8条 1 学校長は次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。
- (1) ネットワークに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータはネットワークに接続しない。
  - (2) ネットワークの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
  - (3) 個人情報を含むデータは、原則として外部記憶装置により管理することとし、コンピュータ内部の記憶装置には蓄えない。
  - (4) コンピュータウィルスの発見、駆除、予防に努める。
- 2 学校長は、コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等が認められたときは、直ちにネットワークの利用を中止し、対策を講じることとする。

(受信した個人情報の取り扱い)

第9条 ネットワークを利用して受信した個人情報については,利用目的に即して適正に取り扱わなければならない。また,受信した個人情報を編集・加工したり,再発信したりしない。

(ネットワーク利用基準の見直し)

第10条 学校教育におけるネットワーク利用の進展に伴い,この運用規定に定めた事項の見直しの必要が生じたときは,第3条から第9条に規定する基準の見直しを行うものとする。

付則 1 この運用規定は,平成13年8月1日から施行する。

1 平成21年5月8日 一部改訂。